

2. 指定工場(大型)の最低工員数の緩和

背景

- 指定工場が最低限配置すべき工員数は、通達により定められている
- 最低工員数は、点検整備・検査における分業体制を考慮して定められているが、近年、省力化のための設備・機器が普及している
- 近年、人手不足で最低工員数を満たせないため、指定を返上する事業者も生じている

事業者からのご意見等

- 最低工員数を満たせず指定を返上せざるを得ない。地域の整備能力が不足するおそれ
- 一方で、単純な緩和は、点検整備・検査を適切に実施できない事業者を生むおそれ
- 整備の省力化等を前提に、指定工場の最低工員数の緩和を検討してもよいのではないか

改正概要(通達)

以下の要件を満たす **指定工場(大型)** の最低工員数を緩和 (**5人→4人**)

- ① 省力化設備・機器が導入されていること
- ② 合理的な管理体制が適切に確保されていること
- ③ 工員の処遇が確保されていること
- ④ 工員の質が適切に確保されていること

…別紙1参照

別紙2参照

※ 指定工場(中型・小型・二輪)の最低工員数(4人)については、引き続き、調査検討

今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日

施 行: 公布の日

自動車整備事業の取扱い及び指導要領（抜粋）

第1節 用語の定義

(1) ～ (9) 省略

(10) 「大型車」とは、車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の自動車をいう。

(11) 「省力化機器」とは、以下に掲げるア～ウに掲げるものであって、大型車に係る作業に対応した能力を有するものをいう。

ア 電動クレーン（動力をもって荷を吊り上げ、水平に運搬することができるの。）
又はトランスミッション・ジャッキ（プロペラシャフト・ジャッキ、トランスミッション・リフト等のミッション、プロペラシャフトやアクスル等の装置を支え、持ち上げる機器を含む。）

イ ホイールドーリー（タイヤ・ホイールの脱着作業や移動を効率的に行う機器。）

ウ 増力装置付きシグナル式トルクレンチ又はトルク設定型インパクトレンチ（機器の名称に関わらず、トルク設定機能を有し、倍力機構又は動力をもってナットの締結作業を行う工具を含む。）

以下省略

大型車を扱う事業場の工員数緩和要件を満たす事例について

工員数緩和要件を満たす事例について、次の1.～3.の各号に示すいずれかの事例をヒアリング等適切な方法により確認できれば、各要件を満たすと判断して差し支えありません。

なお、各事例は一例として示したものであり、その他の事例を否定するものではありません。

1. 「合理的な管理体制が適切に確保されているもの」について

- (1) 工員数に応じた作業指示が行われ、作業工程の進捗状況や点検整備の作業内容を管理できる体制を構築している。
- (2) 入庫・業務管理システムの導入等により、工員数に応じた入庫台数や業務量を適切に管理できる体制を構築している。
- (3) その他、合理的な管理体制を適切に確保・維持するための取り組みを自主的に実施している。

2. 「工員の処遇が適切に確保されていること」について

- (1) 給与及び労働条件（労働時間、休暇取得、福利厚生など）が工員数の緩和以前と比較して同水準以上を確保している。
- (2) 工員の長時間労働を抑制するための取り組みを実施している。
- (3) 工員の作業負担（重労働の軽減、危険作業の削減など）が少なくするための取り組みを実施している。
- (4) 工員の労働環境が向上する取り組みを実施している。
- (5) 指導要領に定義している省力化機器以外にも省力化に資する設備や機器を導入している。
- (6) 工員の安全衛生管理について適切に確保するための取り組みを実施している。
- (7) その他、工員の処遇を適切に確保するための取り組みを自主的に実施している。

3. 「工員の質が適切に確保されていること」について

- (1) 一級自動車整備士資格保有者を確保している。
- (2) 二級自動車整備士資格保有者を2人以上確保している。
- (3) 自動車の整備技術の向上やその他業務に関するスキルアップを図るため、工員に対して継続した教育（法令に基づく研修は除く。）を実施している。
- (4) 工員の安全衛生管理について適切な教育を実施している。
- (5) その他、工員の質を適切に確保するための定期的な取り組みを自主的に実施している。